

**お知らせ**  
ページ

より  
**税務課**

前納報償金制度のお知らせ

税務行政について、常々格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。前納報償金は地方税法第三二一条及び第三六五条に規定されておりますとおり、納税者は納付額の内、納期に係る金額の税金を納付する場合はおいて、納期後の納期に係る納付額の税金をあわせて納付することにより前納報償金を交付いたします。但し当該納税者が未納（滞納税金）を納付しない場合は交付いたしません。

例題（固定資産税額一万円の場合）

一期	4月30日迄	〇円
二期	7月31日迄	七五円
三期	9月30日迄	一五〇円
四期	11月30日迄	一七五円

○右の例題は四月三十日迄に一期分に「二期」「三期」「四期」分をあわせて納入した場合の前納報償金の交付額です。

○村民税、国民健康保険税についてもそれぞれ納期において前納した場合のみ報償金は交付されるものです。

○固定資産税については五月、六月、八月、十月は納期ではありませんので前納報償金は交付いたしません。

○村民税については七月、九月、十一月は納期ではありませんので前納報償金は交付いたしません。

最近農村部を中心に電話機台（回転式）を不当に売込を行なっている業者がありますが電話局とは全く関係がありませんので注意してください。

前納報償金は交付いたしません。

○国民健康保険税については八月、九月、十一月は納期ではありませんので前納報償金は交付いたしません。

○税金は必ず納期限内に納めましょう。

電話の移転は  
早めに電話局へ

これからあなたがかくなりますと、住宅や店舗の新築、改築などで電話機の移転をされる方が多くなります。

移転の工事等は1週間か10日位前に電話局へお申し出ください。

急にお申し出になっても希望日時にもいかなる場合もあります。

電話機回転台の購入・私製電話帳の広告に注意

より  
**企画室**

電話局から  
おねがごと  
注意

**納期のおしらせ**

昭和48年度の納税通知書が届いていることと存じます。  
4月納期の村税は次のとおりです。30日まで納めて下さい。

第一期	第一期
第二期	第二期
第三期	第三期
第四期	第四期

税務課

白根電報電話局

初夏を思わせる今日此頃、堤防の桜も満開になりました。最近はお車で行く、他町村の花ばかり見えて楽しんでる者が多く、地元でもこんなに沢山の桜が美しく咲き皆様のお出でを待っているかのようです。

お昼休みのときを是非堤防の桜で楽しんで下さい。

なご電々公社と、まぎらわしい名称の業者が広告掲載を勧誘し料金を請求するという事例があります。これも公社とはまったく関係がありませんのでご注意ください。電々公社では、その場で直接現金をいただいたり郵便振替用紙での送金をお願いすることはありませので念のためお知らせいたします。

住民課 より

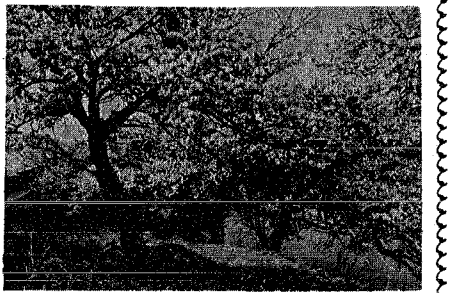
交通災害共済加入あり  
がとう御座居ました

昭和四十八年度交通災害共済加入について皆様の御理解により多数加入下さいましてありがとうございます。厚く御礼申し上げます。部落別の加入状況は左の通りでありますのでお知らせ致します。

花だより

部落名	人口	加入数	加入率
大別当	四六九	二八一	六〇%
月満	一五五一	一〇三七	六七%
西寛場	三六二	二二〇	六〇%
上通	三八九	一七一	四四%

部落名	人口	加入数	加入率
下曲通	一六八	一〇〇	五九%
東長嶋	二三八	一八三	七七%
木滑	三三二	一八八	四九%
釣寄	二二三	一五三	六九%
釣寄新	九〇	五八	六四%
合計	三六一	二二九	六二%



三月一日〜三月三十一日受理  
生れた人

氏名 保護者 部落

阿部 好子 利弘 月満

小林 麻子 正義 大別当

関根 美弥 浄衛 月満

塩浦 聡 満 釣寄新

岩本 毅 正良 月満

○およろこび

丸山政由喜 世帯主 部落

曾山ハルイ 弥市郎 白根市

長谷川三男志 三男志 下田村

長谷川アサ子 啓二郎 月満

○亡くなった人

氏名 世帯主 部落

阿部トメヨ(65) 清松 月満

滝沢 ナカ(76) 峰一 大別当

おめでた  
おくやみ

おめでた  
おくやみ

おめでた  
おくやみ

おめでた  
おくやみ